

第3期南部町障害者福祉計画

平成24年3月

南部町

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	3
4	計画の見直しの時期	3
5	計画の推進体制	4

第2章 基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）

第1節 障がい者等の現状

1	障がい者数	5
2	主な障害福祉サービス利用状況	7

第2節 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	9
2	計画の基本目標	9
3	施策の体系	11

第3節 施策の展開

1	啓発・広報	12
2	生活支援	13
3	生活環境	15
4	教育・育成	16
5	雇用・就業	17
6	保健・医療	18
7	情報・コミュニケーション	19

第3章 生活支援に係る実施計画

（障害者自立支援法に基づく障害福祉計画）

第1節 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	20
2	計画の基本目標	20

3	サービスの体系	23
第2節	平成26年度の数値目標の設定	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	25
2	福祉施設から一般就労への移行	26
第3節	障害福祉サービス等の必要な見込量及びその確保のための方策	
1	訪問系サービス	28
2	日中活動系サービス	30
3	居住系サービス	33
4	相談支援	35
第4節	地域生活支援事業の実施	
1	相談支援事業	38
2	コミュニケーション支援事業	39
3	日常生活用具給付等事業	40
4	移動支援事業	41
5	地域活動支援センター	42
6	日中一時支援事業	42
7	成年後見制度利用支援事業	43
資料		
	南部町障害者計画等策定委員会委員名簿	44

(留意事項)

※計画内の文言で法律規定にあるものはそのまま「障害」を、その他一般的な記述は「障がい」の文字を使用しております。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、「完全参加と平等」を掲げた昭和56年の「国際障害者年」をきっかけに、障がい者を対象とした福祉が大きく発展し、平成5年の障害者基本法の成立により、ノーマライゼーションの社会づくりを目指して、各種の施策・事業が進められてきました。

その後、平成15年度に「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定され、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現、施設等から地域生活への移行の推進といった障がい者福祉施策の方向性が打ち出されました。

その後、障がい者施策にかかわる法制度の改正が大きく進み、平成12年に社会福祉法が改正され、これに基づき、平成15年4月から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、また、平成16年には障害者基本法が改正され、障がい者を取巻く環境が大きく変化しました。

「支援費制度」は、本人の選択によるサービス利用を基本とし、障がい者福祉のあり方を大きく変える制度でしたが、利用者の急増とそれに伴う費用の増大、精神に障がいのある人が対象外となっていたなど問題点も多くありました。これらの諸問題を解決するために、これまでの障がい種別ごとに異なった制度やサービスから、身体・知的・精神障がいに共通のサービス体系へと一元化を図る新たな制度として、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行されました。

「障害者自立支援法」では、障がいの種別や年齢ごとに異なっていたサービスの一元化を具現化して、新たなサービス体系への再編と国と地方自治体の費用負担のルールを制度化して財源の安定化が図られました。また、市町村計画として「障害福祉計画」（3ヵ年計画）を策定することが義務付けられ、第1期（平成18～20年度）、第2期（平成21～23年度）を策定してきました。

本町では、障がい者施策を総合的に推進するため、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を併せて策定しております。平成23年度には上記のとおり計画期間が終了となるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証するとともに本書のとおり第3期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画（「市町村障害者計画」）及び障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（「市町村障害福祉計画」）として位置づけ、両者を一体的に策定するものです。

障害者基本法抜粋

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者自立支援法抜粋

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に關し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。また、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の部分については、国の指針により平成 18 年度から 3 か年を「第 1 期」、平成 21 年度から 3 か年を「第 2 期」とします。平成 23 年度に見直しを行い、平成 24 年度から平成 26 年度を「第 3 期」とします。

第 1 期			第 2 期			第 3 期		
障害者計画部分								
18年～23年						24年～26年		
障害福祉計画部分								
18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年

4 計画の見直しの時期等

この計画は、平成 24 年度からの第 3 期計画を定めるため、平成 23 年度に見直しを行いません。しかし、平成 25 年には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に移行するため、国・県の指針に従い計画期間中に見直しを行う場合があります。

なお、第 3 章以降についての見直しは、障害者自立支援法第 88 条第 6 項に基づき、あらかじめ「西部障がい者自立支援協議会」の意見を聴取した上で、行うこととします。

5 計画の推進体制

役場関係課及び社会福祉協議会他関係機関が一体となって障がい者施策を推進し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 進行管理体制

計画の進捗状況については、策定委員意見や積極的町民参画、自立支援協議会との連携により、点検・評価を図っていきます。

(2) 国・県への要望

障がい者が地域社会で自立して生活を送るためにも、制度の充実や財政的支出について国・県に要望していきます。

第2章 基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）

第1節 障がい者等の現状

1 障がい者数

(1) 身体障がい者
「身体障害者手帳所持者数」

①年齢別・総合等級別 (単位：人・%)

年齢 \ 総合等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
	18歳未満	5	4	0	0	1	0	10
18～65歳未満	38	28	21	29	7	11	134	24.77%
65歳以上	124	62	61	105	16	29	397	73.38%
計	167	94	82	134	24	40	541	100.0%
	30.9%	17.3%	15.2%	24.8%	4.4%	7.4%	100.0%	

平成23年3月31日現在

②障がい種類別 (単位：人・%)

障がい種類 \ 個別等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
	視覚障がい	12	10	2	4	2	6	36
聴覚・平衡機能障がい	1	18	10	8	0	21	58	10.72%
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	0	3	0	0	0	4	0.74%
肢体不自由	66	66	56	86	22	13	309	57.12%
内部障がい	87	0	11	36	0	0	134	24.77%
計	167	94	82	134	24	40	541	100.0%

平成23年3月31日現在

(2) 知的障がい者

「療育手帳所持者数」

(単位：人・%)

障がい程度 年齢	A (重度)	B (中・軽度)	計	
	18歳未満	5 (1)	11 (0)	16 (1)
18～65歳未満	79 (52)	58 (24)	137 (76)	75.27%
65歳以上	17 (4)	12 (4)	29 (8)	15.94%
計	101 (57)	81 (28)	182 (85)	100.0%
	55.49%	44.51%	100.0%	

平成23年3月31日現在

() 内は施設入所者数

※注 「療育手帳所持者数」中の「施設入所者数」は南部町に住民票がある者について記載をしております。そのため、居住地特例で出身市町村から施設入所支援の支給決定を受けている者も含んでおります。

(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

(単位：人・%)

等級 年齢	精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療 (精神通院)		
	1級	2級	3級	計			
18歳未満	0	0	0	0	.0	7	3.1%
18～65歳未満	10	54	2	66	76.74%	188	81.7%
65歳以上	9	10	1	20	23.26%	35	15.2%
計	19	64	3	86	100.0%	230	100.0%
	22.09%	74.42%	3.49%	100.0%		100.0%	

平成23年3月31日現在

2 主な障害福祉サービス利用状況

(1) 介護給付費・施設等訓練費支給決定者数

区分	サービス種類	人数	
介護給付	居宅介護	19	
	生活介護	25	
	児童デイサービス	0	
	短期入所（ショートステイ）	2	
	共同生活介護（ケアホーム）	9	
	施設入所支援	17	
	小計	72	
訓練等給付	就労継続支援 B 型	29	
	共同生活援助（グループホーム）	5	
	自立訓練	3	
	小計	37	
旧法施設支援	入所	身体障害者療護施設	1
		身体障害者更生施設	0
		身体障害者授産施設	0
		知的障害者更生施設	0
		小計	1
	通所	身体障害者授産施設	1
		知的障害者更生施設	0
		知的障害者授産施設	3
		小計	4
	合計		111

(注) 重複利用の場合はそれぞれにカウント 平成 23 年 3 月 31 日現在

(2) 特別障害者手当等受給者数

区分	人数
特別障害者手当	35
障害児福祉手当	5
経過的福祉手当	1
計	41

平成 23 年 3 月 31 日現在

(3) 特別児童扶養手当受給者数

区分	1級	2級	計
特別児童扶養手当	12	10	22

平成 23 年 3 月 31 日現在

(注) 受給者 1 人に複数の対象児童がある場合はそれぞれにカウント

(4) 補装具・日常生活用具給付等状況

区分	種 目		件 数	
			身体障害者	障害児
補装具	交 付	補聴器等	2	1
		車椅子等	4	0
		装具	3	0
		盲人安全つえ	1	0
	修 理	補聴器等	1	1
		車椅子等	6	0
		電動車椅子等	2	1
		装具	1	0
小 計		20	3	
日常生活用具	紙オムツ		0	12
	頭部保護帽		1	0
	聴覚障害者用通信装置		1	0
	電動式たん吸引器		2	0
	特殊寝台		2	0
	ストマ用装具		91	0
	小 計		97	12
合 計		117	15	

平成 22 年度実績

第2節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、障がい者が地域社会での質の高い自立生活を確立することをめざし、それに対する適切な支援をめざす「リハビリテーションの理念」、さらに生活環境上の障がい者を取りまく4つの障壁^{※1}を取り除く「バリアフリーの理念」に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合う『共に歩む福祉のまちづくり』を基本理念として、障がいのある人もない人も安心して暮らせる環境醸成を図ります。

2 計画の基本目標

共に生活するために

障がい者が、自らの能力を最大限に発揮し、自己選択と自己決定の基に社会のあらゆる活動に参加・参画できるよう支援を行います。そのために必要な障がい者の権利の擁護も積極的にいきます。

誰もが地域社会において共に生活するために、障がい者に対する理解を深め、町内に生活する全ての人々がお互いに個性を持った人間として尊重しあい、それぞれの主体的な意思に基づいて行動できるよう、町民相互の交流機会、学習機会の充実、ボランティア活動などの促進を図ります。

社会的自立をすすめるために

また、障がい者の自立と、一人ひとりが持つ能力、可能性を最大限発揮できるよう、教育・育成など教育支援体制の整備・充実を図ります。さらに、生涯にわたり、日常生活、学習、スポーツなど障がいの状況や特性、指向性にあわせた活動の取り組み・能力発揮の支援体制の整備（活動の場の確保、参加しやすい体制づくり）を図ります。

必要とされる施策は福祉施策をはじめ、保健、医療、教育、育成、雇用、啓発、広報等広い分野に及ぶため、多くの関係機関が施策を総合的に推進できるとともに、乳幼児から高齢期までのライフステージや障がいの特性に応じたシームレスな支援のあり方について検討します。



地域における生活の支援

障がい者が地域の中で自立した生活が営めるよう、それぞれの障害の状況に応じたきめ細かい支援体制の充実を図るとともに、障がい者がその適性と能力に応じて社会参加することができる施策を推進します。

特に施設や病院に長期入所等していた障がい者の地域移行については、その支援体制の確立を図ります。

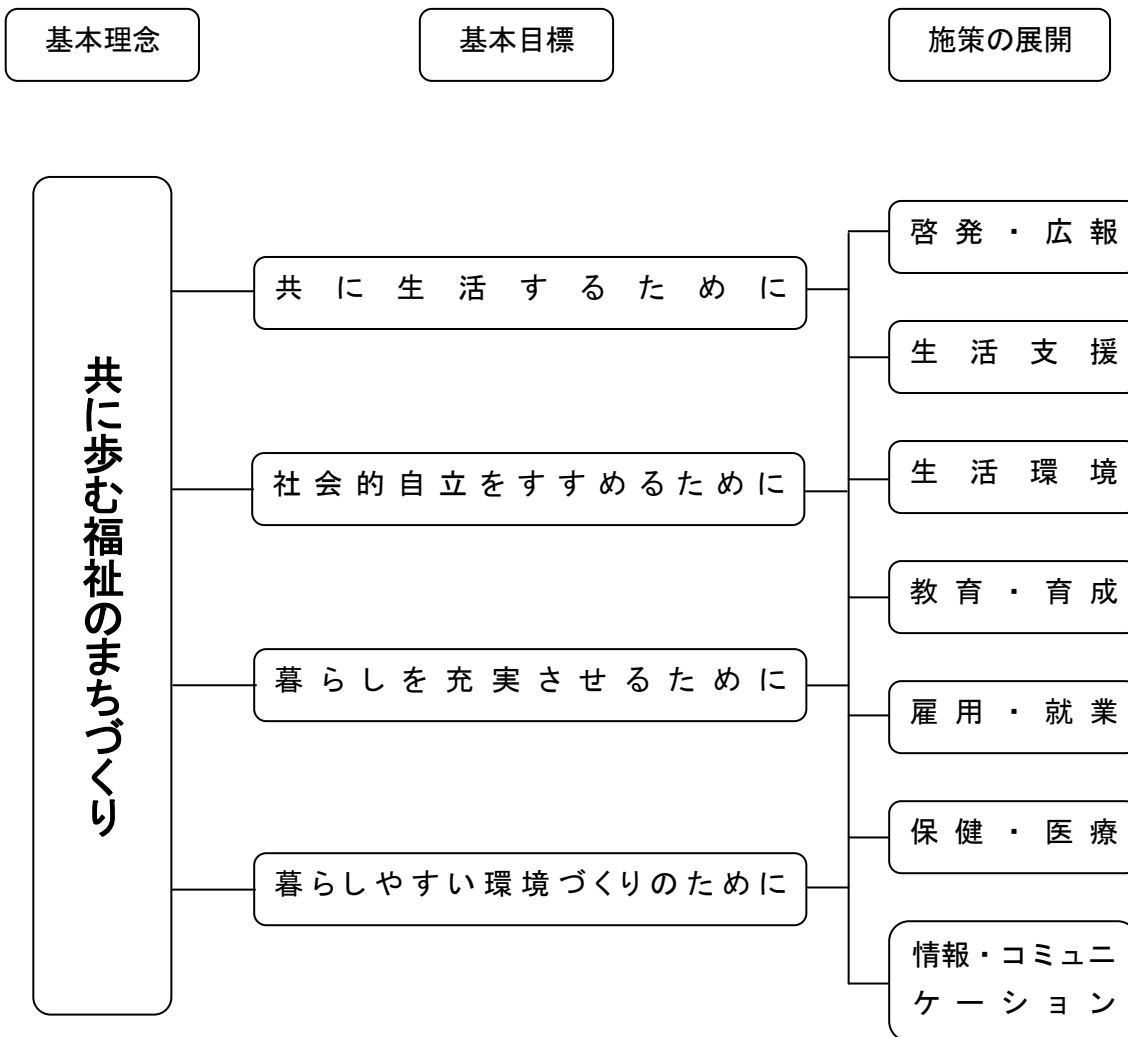
また、障がい者の緊急時の対応、災害時の避難体制などの整備を行い、障がい者の状況に配慮した安全な地域社会づくりを図ります。



自立と参画のための基盤づくりの推進

障がい者の活動の場を広げ、障がい者に住みよいまちづくりを目指して、障がいのある方に配慮した施設や設備の整備を推進します。特に公共的建物や道路等の整備を行いバリアフリーの推進を図ります。

3 施策の体系



第3節 施策の展開

1 啓発・広報

障がい者が社会の中で自立した生活を営むためには、社会を構成するすべての人々が障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、お互いを尊重しあうことが必要です。

そのためには、障がい者と障がいそのものに対する理解を深めることが重要であり、各種啓発・広報活動や福祉教育、ボランティア活動などあらゆる場において、理解の促進、啓発を図るとともに、障がいのある人とない人との交流を深め、ユニバーサル社会※₂の実現に努めます。

施策の方向

(1) 啓発・広報活動の推進

① 広報活動の推進

障がいへの理解を深め、ユニバーサル社会の実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、「広報なんぶ」や町のホームページ、防災無線、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。

② 啓発事業の推進

障がい者週間等の各種行事を中心に、幅広く一般町民や障がい者団体が参加するイベントの活性化を図り、啓発活動を推進します。また、障がい者団体による障がいや障がいに関する啓発活動に対し、積極的に支援を行います。

(2) 福祉教育・ボランティア活動の推進

障がい者や高齢者への正しい認識を育むとともに、お互いの立場や気持ちを思いやり、相互に支えあう心を養うために、保育所、小・中学校などにおける福祉教育の充実を図り、さらに小・中学校の児童・生徒に対し社会福祉への理解と関心を深めるため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動へ積極的に参加する機会づくりを推進します。

また、多様化・高度化する障がい者のニーズに適切に対応できるよう、保健・教育などの関連する分野のネットワークづくりを推進するとともに、障がい者団体の育成やボランティア団体等に対する支援を積極的に行い、理解と参加を促進する運動の展開を図ります。

(3) 地域交流の推進

障がい者が多くの人々と交流し、生き生きとした心豊かな生活が送れるよう障がい者のスポーツレクリエーション活動の促進や様々な交流機会の確保を図り、地域交流を推進します。

また、体育館等スポーツ施設設備の拡充に努め、障がい者の利用に配慮した環境整備をすすめます。

2 生活支援

障害者自立支援法により、サービス提供主体は市町村に一元化され、障がいの種別にかかわらず、共通のサービスを、共通の制度により提供されることになりました。

このため、障害福祉サービスの新しい体系をもとに、本町の状況に応じたサービスの種類・量を確保し、すべての障がい者に対して、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと適切なサービス提供を推進していきます。また、生活・活動の場の整備、社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の充実を図ります。

施策の方向

(1) 相談支援体制の充実

障がい者やその家族などが必要に応じて適切な相談をいつでも受けられるよう、町や民生委員、相談支援委託事業者等連携を密にして、町民や障がい者に対する各種相談体制の充実と周知を図ります。また、ケアマネジメントの推進と地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

①地域生活支援・地域移行の推進

障がい者の在宅福祉サービスを充実して、生活力を高めるための支援、情報の提供などの充実、障がい者の地域生活支援の取組の推進や施設入所者・社会的入院患者の地域移行の推進の取組についての相談体制を整備し充実を図ります。

②障害者団体との協働による相談活動

障がい者やその家族等の多様なニーズに対応するため、町は障がい者団体と協力して相談体制を整備し、自立及び社会参加の促進を図ります。

③各種障がいへの対応

重度重複障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病患者等について必要な支援策を実施し、相談支援体制の強化を目指します。

(2) 障害福祉サービスの周知・展開

自立支援法に基づいて実施される障害福祉サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス見込み量の確保、制度の周知、利用促進に努めます。

また、町独自で実施する地域生活支援事業を、地域の実情に応じ積極的に展開し、障害福祉サービスの対象から外れる障がい児（者）に対する生活支援を推進します。

なお、各サービスに関する実施計画については、「第3章生活支援に係る実施計画」で説明します。

(3) 生活安定のための施策

障害基礎年金、特別児童扶養手当等の各種給付制度の充実にむけ、国、県へ要請するとともに、制度の広報、周知を積極的に行います。

また、自動車税などの減免制度、タクシー運賃、バス・JR・有料道路の割引制度、人工透析通院費助成等の単町助成制度等、各種優遇制度について、広報、周知を積極的に行います。

(4) 福祉機器の普及

身体機能を補完し又は代替するため、補装具費の支給を行います。また、重度障がい者や寝たきり高齢者、難病の方々の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与を促進します。

(5) 人材の育成・確保

障がい者のニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療等各分野で障がい者の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

(6) 権利擁護の推進

成年後見制度について、住民への周知や市町村長申立制度、権利擁護センターの活用等、市町村による利用者支援の仕組みづくりを進めるとともに、法人後見や市民後見人の養成等の体制整備を行います。

また、障がい者の自己決定を援助する地域福祉権利擁護事業の活用を推進していきます。

3 生活環境

障がい者にとって住みよいまちは、すべての町民にとって安全で快適に生活できるまちであります。そのためには、すべての人々の理解と協力によるハード、ソフト両面にわたり社会のバリアフリー化によって実現されるものです。障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、社会参加できるよう、障がい者に配慮した道路や施設などの住環境の整備や公共交通機関等移動手段の確保、防災・防犯対策の充実を図ります。

また、施設・設備の整備にあたっては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインという観念で進めます。

施策の方向

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、町民のための公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、道路のバリアフリーを推進します。

(2) 住環境の整備

障がい者が住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、住宅改造助成制度等の周知と利用促進を図るとともに、利用者ニーズにあった住宅相談体制の整備を図ります。

また、各機関と連携して障がい者の地域定住支援としての受け皿の数を増加させていきます。

(3) 移動手段の確保

障がい者が自由に外出できるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や公共交通機関の利用が困難な人へのガイドヘルプサービス、車両による移送サービスの充実に加え、運転免許取得などの各種助成制度の周知を図ります。

(4) 防災・防犯体制の整備

障がい者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、災害時要援護者の確実な把握、同要援護者リストを用いた災害についての情報伝達、避難誘導體制（避難支援プラン）の整備に努めるとともに集落や民生委員等とも連携をしながら、地域における自主防災体制の充実を図ります。

また、家庭における火災等の感知や障がい者からの緊急事態の連絡を確保するため、日常生活用具を活用し、火災報知器、緊急通報装置の整備を図り、近隣町民、消防署等への連絡手段の確保に努めます。

4 教育・育成

障がい者が社会の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、個々の障がいの程度に応じた適切な教育・育成を図ります。

また、発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童・生徒についても適切な支援を行う個別支援計画や一貫した相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向

(1) 早期療育と保育の実施

健康診査等を一層充実し、障がいの早期発見に努めるとともに、保育士と保健師や医師等との連携を図りながら、児童発達支援センターへの通所サービスや保育所等訪問支援サービスの活用、障害児相談支援など幼児期からの早期療育体制を整備して、障がいの軽減と最大限の発達を支援するように努めます。

また、障がいのある幼児と障がいのない幼児がふれあう機会の拡充に努め、人と接することの楽しさを通じて、豊かな人格形成を図ります。

(2) 特別支援教育の充実と推進

障がいのある児童・生徒については、一人ひとりの不利な条件を改善し、障がいの状態に応じた環境を整え、障がいに基づく種々の困難を克服して、強く生きようとする意欲を高め、可能な限り社会自立できるように指導を行う。また各関係諸機関との連携を図ります。

障がい児への理解が図られるよう福祉教育の一環として、特別支援学校と小・中学校の交流学习や共同学習を推進します。

(3) 卒業後の支援

学校卒業後の障がいのある人に対する適切な教育の場や就労の場の保障についての社会への移行支援体制づくりの推進を特別支援学校、教育委員会、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等労働関係機関と連携しながら図ります。また、家族への支援や有効な社会資源の活用に対する理解を深めるための相談支援体制を図ります。

(4) 生涯学習の充実

各種の講座、学習グループ、サークル活動等の充実を図るとともに、障がい者のための生涯学習の機会を充実します。

また、障がい者の生涯学習に向け、社会教育施設の設備を活用できるよう整備に努めます。

5 雇用・就業

障がい者の雇用・就業については、本人の希望を尊重しながら障がいの種類や程度に応じた支援体制や設備を整えて、適性と能力を十分に活かせる職場を確保していくことが必要となります。

そのために、障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援のサービスを含め、障がい者の就労支援を推進します。

また、一般企業での就労が困難な重度の障がい者については、福祉的な雇用対策を図ります。

施策の方向

(1) 職業相談・支援体制の充実

公共職業安定所を中心に総合的に関係機関と連携し、職業相談が円滑にすすむよう支援体制を充実します。

また、企業に対して障がい者雇用の促進を積極的に啓発します。

(2) 雇用の機会・働く場の確保

雇用機会の拡大を図るため、多様な職種 of 雇用事例の作成とその事例集の広報に努め、雇用の促進を図ります。

また、就労を希望する障がい者は、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」、「就労継続支援」サービスの活用を積極的に推進します。

6 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の適切な予防に向けて、積極的な健康づくりと生活習慣の改善を行っていくことが大切であり、障害者にとっては健康を保持し、増進するための保健・医療の充実が重要な施策となります。このため、保健と医療の連携を深め、障害の早期発見・早期治療を推進します。また、障がいの軽減や機能の回復のための医療・リハビリ訓練など障害の程度に応じた保健・医療サービスの提供を図ります。

さらに、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の防止を推進します。

施策の方向

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

①母子健康施策の推進

妊産婦の健康教育、保健指導および健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障がいの疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

また、学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施、疾患の相談・カウンセリング等の機会の充実を図ります。

②生活習慣病予防の推進

生活習慣病等の早期発見、早期治療のため、健康診査の充実と受診率の向上を図るとともに、食生活の改善など自覚を高める健康教育、健康指導の充実の推進に努めます。

③相談指導体制の充実

福祉保健局、児童相談所、児童発達支援センター、社会福祉協議会、医療機関等との連携を強化し、障がい児の早期発見、早期療育に努めます。

(2) 医療・リハビリテーション体制の充実

①リハビリテーション体制の充実

様々な原因により生じる障がいに対し、早期の段階から適切な医療とリハビリテーションが受けられるように、医療機関、保健師、地域包括支援センター等との連携による相談支援体制を充実します。また、機能訓練事業等の充実を図ります。

②医療費助成等の周知

自立支援医療、特別医療等の各種制度を周知し、利用を促進します。

③精神保健施策の推進

精神保健に関する理解と認識を高め、ユニバーサル社会の促進のため、関係機関等の協力を得て、町民の正しい理解と協力が得られるよう啓発の推進を図ります。

また、医療相談が十分にできるように医療機関との協力体制の確立に努めます。

7 情報・コミュニケーション

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ることが困難な場合があります。障がいの特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援体制を充実させ、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。

施策の方向

(1) 多様な情報媒体の活用推進

広報誌・防災行政無線・CATV・ホームページ等の様々な情報提供手段の活用を推進します。また、情報媒体がそれぞれの障がいの特性に配慮したものとなるよう努めます。

(2) コミュニケーション支援体制の整備

コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者への手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備を図ります。

第3章 生活支援に係る実施計画（障害者自立支援法に基づく障害福祉計画）

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画では、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針」（平成23年厚生労働省告示第478号）に基づき、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会を実現」を目指し、次に掲げる項目を基本理念とします。

（1）障がい者の人権の保障、自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無や種類、特性、程度を問わず、相互に人格と個性を尊重し合う社会、障がい者自ら生活のあり方を選択し決定できる社会を構築する必要があります。

また、障がい者にかかわる様々な支援についても、そのニーズと自己決定・選択を尊重した障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（2）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活支援サービスの充実や就労支援の積極的な取組といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに既存の社会資源の有効活用を図っていき、障がい者の生活を地域で支えます。

2 計画の基本目標

計画の基本理念等を踏まえ、障がい者が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力（適性）に応じた活動を保障するため、次に掲げる項目において、近隣2市6市町村（米子市・境港市・日吉津村・大山町・伯耆町・日南町・日野町・江府町）とともに「西部障がい保健福祉圏域」を構成し、障がい施策の実施にあたっては圏域内でサービスに不均衡が生じないよう必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保します。

（1）必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービス提供に努めます。

(2) 希望する日中活動系サービス等を保障

自立支援法に規定される日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）及び地域生活支援事業の充実を図っていきます。

(3) 施設入所又は入院から地域生活への移行を推進

居住系サービスのうち、地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練の推進により施設入所又は入院から地域生活への移行の推進に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

福祉施設における雇用の場の拡大に努めるとともに、就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

(5) 相談支援体制の構築、県や地域自立支援協議会との連携

地域で安心して生活していくための相談支援体制を構築するため、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備や、県や西部障がい者自立支援協議会と連携し相談支援のネットワーク化に努めます。

(6) 虐待防止体制の整備推進

平成24年10月を目途に町障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、事後支援が行える体制を作っていきます。

◆鳥取県西部障がい者自立支援協議会について

相談支援事業をはじめとする地域障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、平成20年3月に鳥取県西部圏域（米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町）の2市7町村が共同で設置しました。

◎協議事項

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 西部地域の障がい福祉関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 西部地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他、障がい福祉の増進のために必要と認めること。

◎協議会委員

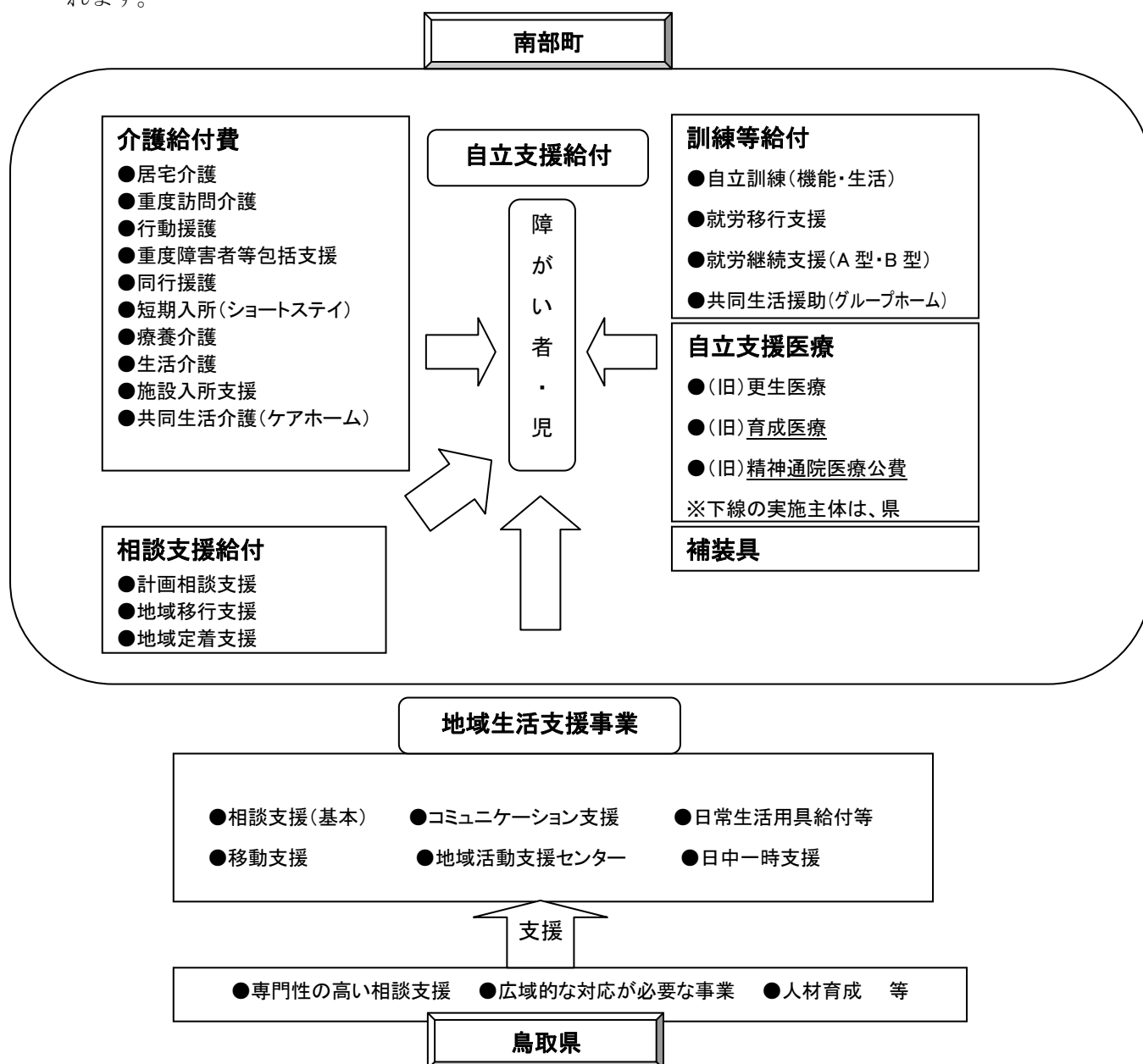
- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービスを提供している事業者の代表者
- (3) 保健・医療機関・教育機関・雇用関係機関の職員

- (4) 障がい者当事者団体及び家族団体の代表者
- (5) 西部地域における関係行政機関の職員
- (6) その他必要と認めるもの

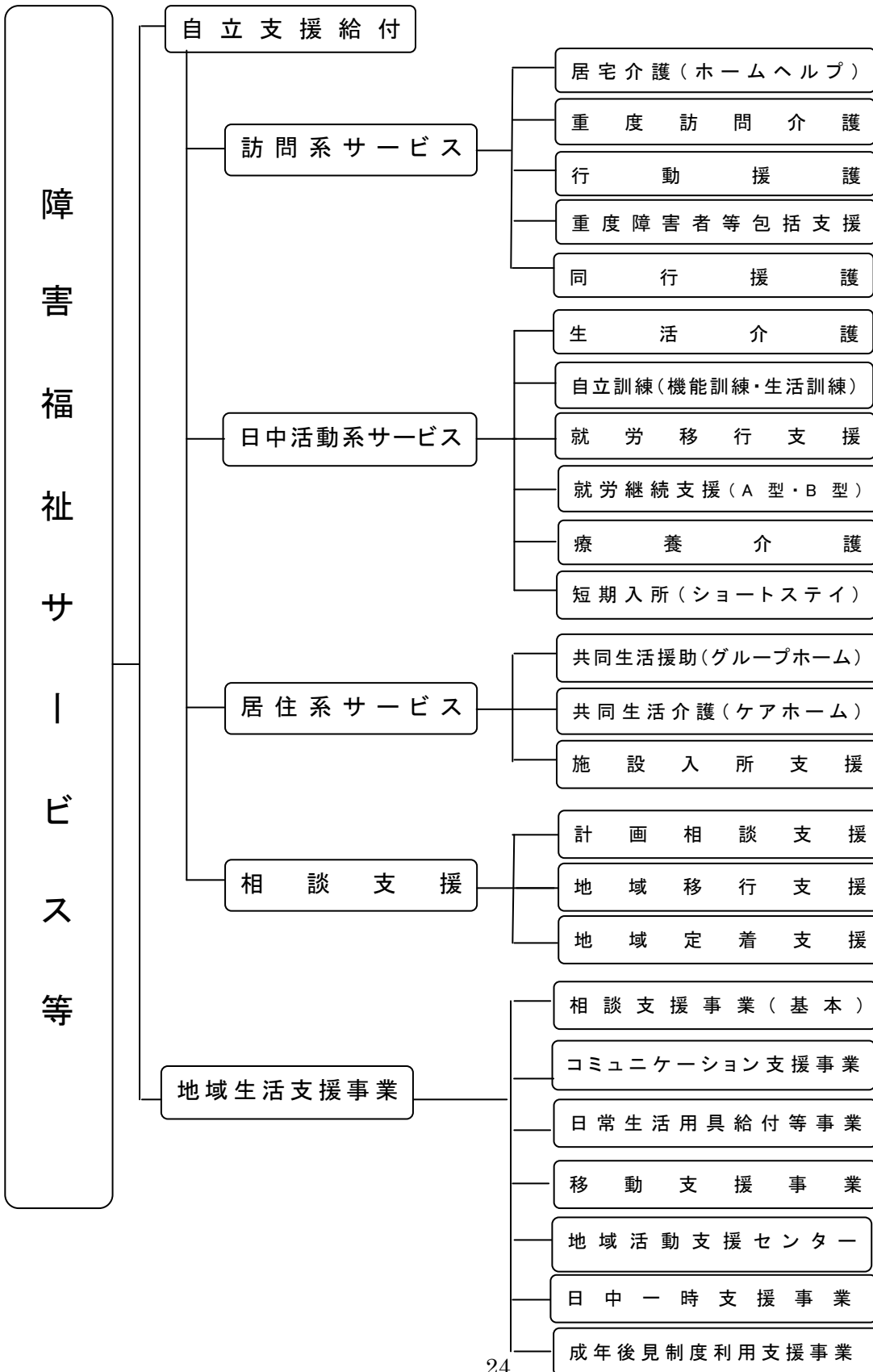
3 サービスの体系

(1) 障害福祉サービスの全体像

障害者自立支援法の全体像は、下図のとおり『自立支援給付』と『地域生活支援事業』で構成されます。



(2) 障害福祉サービス等の体系



第2節 平成26年度の数値目標の設定（障害福祉計画）

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、計画策定期間の平成26年度末を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定し取り組みます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

現時点において福祉施設に入所している障がい者が、平成26年度末までに1割以上が地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅等）へ移行することとするとともに、施設入所者数を削減することを目標として数値を設定しました。

平成22年度までの実績と第3期計画の目標値は下表のとおりとなります。

◆実績

項目	第2期計画目標値	平成22年度までの実績	考え方
基準点での施設入所者数(A)	19人	21人	○平成17年10月1日時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込	2人	0人	○差引減少見込み数 (A) × 15.8%
【目標値】 地域生活移行数	3人	1人	○施設入所からGH、CH等へ移行する者の数

南部町では、下記のとおり設定した目標を目指すものとし、相談支援体制の充実や一般就労に向けた支援や就労継続支援などの日中活動の場の確保、さらには住まいの確保など総合的な支援体制の整備に取り組みます。

◆目標値

項目	第3期計画目標値	平成22年度までの実績	考え方
基準点での施設入所者数(A)	19人	21人	○平成17年10月1日時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込	4人	0人	○差引減少見込み数 (A) × 21.1%
【目標値】 地域生活移行数	7人	1人	○施設入所からGH、CH等へ移行する者の数

2 福祉施設から一般就労への移行

平成23年度末において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する障がい者の数値目標を設定しました。平成22年度までの実績は下表のとおりとなります。

◆実績

項目	数値	考え方
H17一般就労移行者数	0人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	2人	○平成23年度末において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成22年度までの 移行者数	0人	

今後も、ハローワーク等を中心とした就労支援機関と連携をとり、福祉施設から一般就労への移行を促進してまいります。

加えて、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末までに、

- ①現時点の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者を増加させる
- ②就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業利用者の増加させる

ことを目指します。

◆目標

項目	数値	備考
現在	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	2人	平成26年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	5人	平成26年度までに現時点の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労継続 支援(A型)利用者割合	就労継続支 援事業全体 の1割	平成26年度末において就労継続支援事業の利用者のうち、A型を利用する者の割合

※注 第2期計画で数値目標設定を行った「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」については、市町村では詳細な数値把握が困難なため、国指針では原則県計画で定めることとなり、第3期からは定めないこととしました。今後数値把握方法の変更される等があった場合におきましては、目標の再設定を検討します。
第2期計画の実績は0人でした。

第3節 障害福祉サービス等の必要な見込量及びその確保のための方策

障がい者が希望する暮らしの実現やその意欲や能力（適性）に応じた活動を保証するため、特に障害福祉サービス等の種類ごとに必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めました。※表中の平成23年度数値は年度中途であるため実績見込です。

1 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がい者の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な障害福祉サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出する時ににおいて必要な移動の援護等を行います。

第2期計画と利用実績

サービス名	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間/月	224	250	89.60%	251	275	91.27%	241	330	73.03%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護	時間/月	240 (28)	250 (29)	260 (30)

【見込量確保のための方策】

- サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる精神障がい者や、24時間サービスを必要とする障がい者へのサービス拡充に向け働きかけていきます。
- 障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

2 日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者に対する事業所での専門的なサービス、障がい児が通えるサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できるサービスの充実を目指します。また、障がい者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の場や働く場の充実に努めます。

サービスの概要

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 ^{※3,4}	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

第2期計画と利用実績

(単位：人日/月)

サービス名	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
生活介護	人日/月	264	90	293.33%	354	110	321.82%	566	220	257.27%
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	-	9	22	40.91%	22	44	50.00%
自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	0	-	69	22	313.64%	45	44	102.27%
就労移行支援	人日/月	1	0	-	0	40	0.00%	5	40	12.50%
就労継続支援(A型)	人日/月	38	22	172.73%	45	44	102.27%	64	44	145.45%
就労継続支援(B型)	人日/月	183	160	114.38%	181	520	34.81%	596	600	99.33%
療養介護	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
児童デイサービス	人日/月	1	0	-	1	12	8.33%	1	24	4.17%
短期入所	人日/月	16	30	53.33%	29	33	87.88%	43	36	119.44%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日/月	590 (30)	610 (32)	630 (34)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22 (1)	44 (2)	66 (3)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	10 (2)	15 (3)	20 (4)
就労移行支援	人日/月	10 (2)	15 (3)	20 (4)
就労継続支援(A型)	人日/月	80 (4)	100 (5)	120 (6)
就労継続支援(B型)	人日/月	650 (40)	730 (42)	770 (44)
療養介護	人/月	3	3	3
短期入所	人日/月	29 (6)	32 (7)	35 (8)

※()内は実人数

【実績と見込量確保のための方策】

- 生活介護などのサービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。
- 自立と社会経済活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練及び職業の提供を行っていきます。
- 精神障がい者のためのグループホームや社会との交流・創作活動などの日中活動の場を充実するよう、サービス事業者に働きかけます。
- 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 今後、障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- 圏域における障害福祉サービスの基盤整備の促進のため、県や近隣市町村との連携を図り、必要なサービス確保について広域的な検討等を行います。

3 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

サービスの概要

サービス名	内 容
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

第2期計画と利用実績

(単位：人/月)

サービス名	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
共同生活援助	人/月	14	15	93.33%	14	18	77.78%	15	20	75.00%
共同生活介護										
施設入所支援	人/月	2	2	100.00%	11	17	64.71%	21	17	123.53%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	20	22	24
施設入所支援	人/月	22	19	16

【見込量確保のための方策】

- 居住支援を必要とする障がい者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。
- グループホーム、ケアホームに居住している知的障がい者および精神障がい者に対し、日常生活上の援助を行っていきます。
- 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 地域で安心して暮らすためには、まわりの地域の方の支援が大切であり、障がい者と地域の方の交流を促進していきます。

4 相談支援

障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者に、計画的なプログラム等の必要な相談を提供します。

サービスの概要

サービス名	内 容
相談支援	障害福祉サービスを利用する人で、単身者で自ら適切なサービス調整が出来ない場合など、指定相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。

第2期計画と利用実績

(単位：人/月)

サービス名	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
相談支援	人/月	1	1	100.00%	1	1	100.00%	1	1	100.00%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。なお、相談支援は第3期からは下記概要のとおり新たな枠組みでの給付サービスとなります。（後述する基本相談支援を除く。）

サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行う。 またそのサービス利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス利用計画の変更等を行う。
地域移行支援	障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。

※相談支援の見込量については、現時点で公開されている国の方針に沿って仮に試算したもので、国や県が今後示す予定の具体的な実施方針に伴い、大幅に変わる可能性があります。

(単位：人/月)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人/月	12	13	15
地域移行支援	人/月	1	2	3
地域定着支援	人/月	0	1	1

【見込量確保のための方策】

- 全ての障害福祉サービス及び地域相談支援利用者等に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談体制の確保を働きかけます。
- 今後、医療機関や地域包括支援センターと連携していきます。

第4節 地域生活支援事業の実施

障害者自立支援法に規定する個別給付に加えて、南部町の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施する地域生活支援事業の内容、各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めました。

1 相談支援事業（基本相談支援）

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がい者や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

第2期計画と利用実績

事業名	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
相談支援事業(委託分)	件/月	23	18	127.78%	25	19	131.58%	25	21	119.05%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成23年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基本相談支援	件/月	28	31	34

【見込量確保のための方策】

- 障がい者の相談指導やリハビリテーション、情報提供等を総合的に行う相談支援事業の充実を図ります。
- 各種窓口で受け付けた相談について、相談支援事業所や西部圏域の「地域自立支援協議会」等との関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。

2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

第2期計画と利用実績

事業名	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
コミュニケーション支援事業	件/月	13	14	92.86%	9	15	60.00%	7	16	43.75%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援	件/月	15	17	19

【見込量確保のための方策】

- 地域における手話通訳者や要約筆記者を把握します。
- 障がい者を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。

3 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

第2期計画と利用実績

事業名	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
日常生活用具給付等事業(年間)	件/年	65	69	94.20%	110	72	152.78%	134	76	176.32%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付	件/年	150	165	180

【見込量確保のための方策】

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めます。
- その人の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。
- 日常生活用具に関する情報提供を充実します。

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、ヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

第2期計画と利用実績

事業名	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
移動支援事業	時間/月	120	136	88.24%	96	143	67.13%	140	150	93.33%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第2期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	件/年	150	170	190

【見込量確保のための方策】

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- 移動支援事業の内容の情報提供を充実します。
- サービス提供事業者の拡充に向け、事業者に働きかけます。

5 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターに障がい者を受け入れ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

第2期計画と利用実績

事業名	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
地域活動支援センター事業	か所	1	1	100.00%	1	0	-	1	0	-

※南部町内におけるセンターは第3期以降設置しませんので、見込量は設定を行いません。

6 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

第2期計画と利用実績

事業名	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
日中一時支援事業	人/月	2	5	40.00%	3	10	30.00%	3	15	20.00%

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第3期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	人/月	3	3	3

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援が必要であると認められる障がい者の把握に努めます。
- 地域資源の活用によるサービス提供を検討します。

7 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について、補助を行います。それにより障がい福祉サービスの円滑な利用を可能にします。

成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成等、権利擁護センターや、高齢者福祉の成年後見利用支援等を行う包括支援センターなどとの連携を図りながら、障がいのある人の権利擁護の充実に努めます。

第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの見込量は、次のとおりです。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3

第3期南部町障害者計画等策定委員会委員名簿

団 体 名	役 職	氏 名	備 考
南部町身体障害者福祉協会	会 長	影山 裕	
南部町手をつなぐ育成会	会 長	野口 裕子	
南部町精神障害者家族会 (ふゆうの会)	会 長	雑賀 美智子	
南部町民生委員児童委員協議会	会 長	大塚 道夫	
西伯病院 (精神科)	部 長	高田 照男	
西部やまと園	園 長	青砥 綾生	
祥福園	施 設 長	瀬田 篤	
ノームの糸車	代 表	吉田 尚代	
南部町社会福祉協議会	会 長	加藤 節雄	
障害者生活支援センターまちくら	所 長	藤井 有紀	

用語説明

*1 4つの障壁

- 1 物理的バリア
(歩道の段差や階段など車椅子の人などにとっての物理的障がい)
- 2 制度的バリア
(障がいの有無で制限を受けることがある制度的な障がい)
- 3 情報・文化面のバリア
(情報格差や文化活動の機会が得られないなど情報・文化面の障がい)
- 4 意識上のバリア
(高齢者や障がいのある人への偏見・無関心などいわゆる心のバリア)

*2 ユニバーサル社会

年齢・性別・障がい・文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

*3 就労継続支援（A型） 雇用型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者等で、就労機会の提供を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能なものを対象とする。

*4 就労継続支援（B型） 非雇用型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定の年齢に達しているものなどで就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者を対象とする。